

国民健康保険加入者の皆さんへ

皆さんの保険税は国保を
ささえる大切な財源です。

平成23年度

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが国民健康保険税（国保税）を納め、医療費の支払いにあてる保険制度です。医療費の支払いは、病院などで支払う一部負担金のほか、国などからの補助金と皆さんの国保税でまかなわれています。

平成23年度は、税率の改定はせず据置としました。医療費が増大すると、国保税の負担も増えてしまいます。国保税の納付と合わせて、医療費の抑制にもご理解とご協力をお願いします。

納税義務者は世帯主

国保は、世帯単位に加入し、納税義務者は世帯主です。世帯主が加入者ではない（例えば後期高齢者医療制度に加入している）場合でも、世帯内に国保の加入者がいれば、世帯主の方宛にご通知いたします。ただし、その場合国保税額の計算には含みません。

医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分

加入者全員が医療保険分、後期高齢者支援金分を納めます。

40歳から64歳までの方はそこに介護保険分を合わせて、国民健康保険税として納めます。

●今年度40歳になる方 40歳到達月の分から介護保険分を計算し、到達翌月に再度通知します。

●今年度65歳になる方 65歳到達月の前月までの介護保険分を月割計算してあります。

平成23年度から医療保険分の課税限度額が51万円、支援金分の課税限度額が14万円、介護分の課税限度額が12万円になりました。

後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の更正について

75歳になると、後期高齢者医療制度に移行します。

75歳到達月の前月までの国保税（医療保険分・後期高齢者支援金分）をあらかじめ月割計算してありますので、国保税の減額更正通知はいたしません。

ただし、下記②の軽減に該当する場合は該当翌月に通知します。

● 平成23年度 税率・課税限度額（平成23年4月～平成24年3月）

	算出方法	医療分	支援金分	介護分
所得割	{前年所得額-33万円(基礎控除)}×税率	5.90%	1.80%	2.00%
資産割	平成23年度の固定資産税額(土地・家屋)×税率	20.00%	4.50%	4.40%
均等割	加入者1人あたり	18,500円	6,400円	6,600円
平等割	1世帯あたり	18,500円	6,400円	6,600円
〃	1世帯あたり(後期高齢者医療制度移行に伴う 特定世帯)	9,250円	3,200円	-
課税限度額	1世帯あたり	510,000円	140,000円	120,000円

★ 国民健康保険税は、4月から翌年3月までの分を7月から翌年3月の9期に分けて納めます。

★ 年度途中で加入、脱退した場合は月割課税となります。(年税額×加入月数/12=月割課税)

★ 後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の軽減

75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することによって、「75歳以上の方と同居する国保加入者の方」の国保税負担が急に増えないよう次の軽減を受けることができます。

① 国保税の軽減の継続

保険税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

② 平等割（世帯割）の軽減について

「特定世帯（国保被保険者が1人残る場合）」は、5年間、平等割（世帯割）が半額になります。

★ 平成23年1月2日以降に転入された方へ

平成23年度国民健康保険税所得割額の計算に必要な、平成22年中の所得資料が当町以外（1月1日現在の住所地）にあるため、1月1日現在の住所地へ課税資料を照会後、所得割額が加算されることがあります。

★ 平成22年中所得がなく、住民税の申告をしていない方へ

「所得がなかったから」と申告をしないしていると、国保加入者と擬主（世帯主）の合計所得額が一定基準以下であっても国民健康保険税の均等割額及び平等割額の軽減が受けられず、不利になります。所得がない場合にも、ない状況を必ず申告してください。

● 保険税の計算のしかた・計算例

世帯構成	国保資格	介護資格	総所得金額	固定資産税額
世帯主 (50歳)	有	有	営業所得250万円	5万円
妻 (48歳)	有	有	無	3万円
子 (15歳)	有	無	無	無

		(1)医療分	(2)支援金分	(3)介護分(2名分)
所得割	課税所得 = 2,170,000円 (250万円-33万円)	× 5.9% = 128,030円	× 1.8% = 39,060円	× 2.0% = 43,400円
資産割	固定資産税額 = 80,000円	× 20.0% = 16,000円	× 4.5% = 3,600円	× 4.4% = 3,520円
均等割		18,500円 × 3人 = 55,500円	6,400円 × 3人 = 19,200円	6,600円 × 2人 = 13,200円
平等割		18,500円 = 18,500円	6,400円 = 6,400円	6,600円 = 6,600円
小計 (百円未満切捨て)		218,000円	68,200円	66,700円
合計年間保険税額(1)+(2)+(3) = 352,900円				

軽 減

- ◆ 前年の所得額が一定基準以下の世帯は、均等割額及び平等割額について、所得額に応じて7割、5割、2割の軽減があります。
- ◆ 軽減判定所得額は、医療分、支援金分、介護分とも国保加入者と擬主（世帯主）の所得額を含み判定します。
- ◆ 65歳以上の方の公的年金等所得額からは、15万円を控除した額で判定します。
- ◆ 青色[白色]事業専従者の給与控除(専従者控除)の適用はありません。
- ◆ 土地や建物などの譲渡所得等にかかる特別控除の適用はありません。

軽減割合	所得区分	医療分軽減される額 (特定世帯)		支援金分軽減される額 (特定世帯)		介護分軽減される額 (特定世帯区分なし)	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
7割を軽減	加入者所得合計額が33万円以下の世帯	1人につき 12,950円	1世帯につき 12,950円 (6,475円)	1人につき 4,480円	1世帯につき 4,480円 (2,240円)	1人につき 4,620円	1世帯につき 4,620円
5割を軽減	加入者所得合計額が33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)以下の世帯	9,250円	9,250円 (4,625円)	3,200円	3,200円 (1,600円)	3,300円	3,300円
2割を軽減	加入者所得合計額が33万円+(35万円×加入者数)以下の世帯	3,700円	3,700円 (1,850円)	1,280円	1,280円 (640円)	1,320円	1,320円

減免及び課税の特例

当該年度において所得が皆無、又はこれに準ずると認められる場合や、災害やその他特別の事情がある場合には、減免を受けることができます。減免には事前の申請と審査が必要ですので、ご相談下さい。また、**倒産や解雇等の理由により離職した方で、雇用保険の受給者資格のある方は、特例措置が受けられる場合があります。**申告が必要ですのでご相談ください。

★ 保険税を滞納すると

特別な理由がないのに保険税の滞納を続けると『保険証』を返還していただくようになり、その場合には『被保険者資格者証』が交付されます。診療費は全額自己負担となり、後日、役場の窓口で保険給付の支給申請をすることになります。また、滞納を長期間続けると、保険給付の全部または一部が差し止められますので早めにご相談ください。

【お問い合わせ】 総務課税務係 TEL 0268-82-3111 内線(143)・有線 88-1033